



鳥取県公報

平成13年 3月28日(水)
号外第20号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（福祉保健課） 2 鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例（県民室） 3
-----	--

= 公布された条例のあらまし =

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例

第1 鳥取県立福祉人材研修センター設置条例の全部を改正し、管理に関する事項を追加することとした。

第2 改正後の条例の内容

1 利用の許可（第3条関係）

センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

2 行為の制限等（第4条関係）

(1) センターにおいては、次の行為をしてはならないこととした。

ア センターの施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

イ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

エ その他知事が別に定める行為

(2) 知事は、(1)に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができることとした。

3 措置命令（第5条関係）

知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、3による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

4 利用許可の取消し（第6条関係）

知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができることとした。

ア この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

イ 前条の命令に従わないとき。

ウ 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

エ 利用許可の条件に違反したとき。

オ 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

カ その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

5 管理の委託（第7条関係）

知事は、センターの管理を社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に委託することとした。

6 使用料の徴収（第8条関係）

センターの利用については、所定の使用料を徴収することとした。ただし、県又は社会福祉法人が利用する場合（入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を行う場合を除く。）には、この限りでないこととした。

7 使用料の減免（第9条関係）

知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができることとした。

8 規則への委任（第10条関係）

この条例に定めるもののほか、センターの管理に関する事項は、規則で定めることとした。

9 施行期日等

(1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。

(2) 鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例は、廃止することとした。

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

1 公安委員会及び警察本部長に対する開示決定等に係る不服申立てについても、他の実施機関と同様に鳥取県情報公開審議会に諮問することとした。（第19条関係）

2 鳥取県情報公開審議会の委員の守秘義務違反に係る罰則規定を設けることとした。（第24条、第43条関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第11号

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例

鳥取県立福祉人材研修センター設置条例（平成11年鳥取県条例第18号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立福祉人材研修センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図るため、鳥取県立福祉人材研修センター（以下「センター」という。）を鳥取市に設置する。

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第4条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

- (1) センターの施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第5条 知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、センターの管理を社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に委託する。

(使用料の徴収)

第8条 センターの利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。ただし、県又は社会福祉法人が利用する場合（入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を行う場合を除く。）には、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

2 鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第26号）は、廃止する。

別表（第8条関係）

1 施設使用料

(1) ホール使用料

金 額		
午前の使用料	午後の使用料	全日の使用料
4,890円	9,780円	15,060円

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。
- 2 午前0時から午前9時まで又は午後5時から午後12時までの間に利用する場合の使用料の額は、午前又は午後の使用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 3 正午から午後1時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の使用料の額は、午前又は午後の使用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 4 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

(2) 研修室等使用料

区 分	単 位	金 額
中 研 修 室	全室1時間につき	2,570円
	7分の5室1時間につき	1,840円
	7分の4室1時間につき	1,470円
	7分の3室1時間につき	1,100円
	7分の2室1時間につき	740円
第1小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
第2小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
学 習 室	1時間につき	460円
第1講師控室	1時間につき	140円
第2講師控室	1時間につき	140円
ベッド・トイレ実習室	1時間につき	1,390円
浴 室 実 習 室	1時間につき	650円
調 理 実 習 室	1時間につき	1,980円
和 室 実 習 室	1時間につき	610円
多 目 的 工 作 室	1時間につき	1,260円
フ リ ー ス ペ ー ス	1日1平方メートルにつき	2円

備考

- 1 利用期間若しくは利用時間が1日未満若しくは1時間未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に1日未満若しくは1時間未満の端数があるときは、1日又は1時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 1件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。
- 4 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第12号

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(審議会への諮問等)</p> <p>第19条 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(委員)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 <u>委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第42条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第43条 <u>第24条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>(審議会への諮問等)</p> <p>第19条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(委員)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 <u>委員又は委員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第42条 略</p>

附 則

(経過措置)

第3条 規則で定める日までの間は、第2条第1項中「教育委員会、公安委員会、警察本部長」とあるのは、「教育委員会」とする。

2及び3 略

4 略

5 略

附 則

(経過措置)

第3条 規則で定める日までの間は、第2条第1項中「教育委員会、公安委員会、警察本部長」とあるのは「教育委員会」と、第19条第1項中「実施機関 (公安委員会及び警察本部長を除く。以下この条及び次条において同じ。)」とあるのは「実施機関」とする。

2及び3 略

4 第9条第2項第2号の規定は、平成10年1月1日以後に作成され、又は取得された公文書の開示について適用し、同日前に作成され、又は取得された公文書の開示については、なお従前の例による。

5 略

6 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県情報公開条例第43条の規定は、この条例の施行の日以後の行為について適用する。